

令和8年度 市民相談カレンダー

【特設相談】すべて面接による相談です。電話による相談はできません。

種類	時間	場所・曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	問い合わせ先・予約方法	相談できること	相談担当者
完全予約制 弁護士法律相談	13時30分～16時 (25分ごと5件まで)	市役所 第1・2・3・4水曜日	1 8 15 22	13 20 27	3 10 17 24	1 8 15 22	5 19 26	2 9 16	7 14 21 28	4 11 18 25	2 9 16 23	13 27	3 10 17 24	3 10 17 24	・小松市に住民登録のある方のみ対象。(相談料を小松市が負担しているため) ・お一人様につき年度内1回限り。(4月～3月) ・予約の受付後は、原則として日時の変更やキャンセルはできません。当年度相談を受けたものとなりますので充分にご留意のうえ、ご予約ください。 ・予約の受付には次の情報が必要です。(①相談者の氏名 ②生年月日 ③住所 ④日中連絡がつく連絡先 ⑤相談内容の種別 ⑥相手方の氏名・名称) 予約先 TEL 0761-20-0404 (もしもしセンター) ・予約は相談日の1週間前から開始し、2日前の正午に締め切ります。 ・受付時間は、平日8時30分～17時30分です。 ・裁判中、調停中など、正式に弁護士に依頼しているものはご遠慮ください。 ・当日の当番弁護士の都合により相談を受けられない場合があります。その場合は別の弁護士が担当する相談日をご案内します。	日常生活の中で起こるあらゆる問題について、法律面から助言を受けられます。 (民事トラブル全般:相続、離婚、交通事故、債務整理、労働、医療過誤、建築、消費、金銭、公害、環境など) ※あくまでも、法的な見解に基づいた助言を受けることで、解決の糸口をつかむためのものです。解決に向けて、具体的に対応を依頼したい場合は、金沢弁護士会等にご相談ください。 金沢弁護士会 TEL 076-221-0242	弁護士
		第一 原則 第3火曜日	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16			
		サンアビ 原則 第2木曜日	9	14	11	9	↓ 20	10	8	12	10	14	↓ 18	11			
登記相談	13時30分～15時30分 (25分ごと4件まで)	市役所 第2金曜日	10	/	12	10	14	11	9	13	11	/	12	12	予約先 TEL 0761-20-0404 (もしもしセンター) ・予約は相談日の1週間前から開始し、前日の16時に締め切ります。 ・受付時間は平日 8時30分～17時30分です。	不動産の登記に関すること全般 (土地・建物の表示、相続・贈与・売買等の登記について等)	司法書士 土地家屋調査士 (2名で対応)
司法書士相談	13時30分～16時 (25分ごと5件まで)	市役所 第3金曜日	17	15	19	17	21	18	16	20	18	15	19	19	予約先 TEL 0761-20-0404 (もしもしセンター) ・予約は相談日の1週間前から開始し、前日の16時に締め切ります。 ・受付時間は平日 8時30分～17時30分です。	土地・建物や会社の登記、相続、遺言、成年後見、多重債務、自己破産等について	司法書士
交通事故相談	13時30分～15時30分 (40分ごと3件まで)	市役所 偶数月の第4火曜日	28	/	23	/	25	/	27	/	22	/	/	/	予約先 TEL 0761-24-8070 (くらしあんしん相談センター) ・予約は相談日前日の16時までで、受付時間は平日 8時40分～17時25分です。 ・小松市に住民登録のある方のみ対象。(相談料を小松市が負担しているため)	交通事故に伴う慰謝料や損害賠償請求等について	行政書士 (交通事故相談)

市役所	……	市役所1階 (くらしあんしん相談センター横相談室)	小松市小馬出町91番地 (市役所正面エントランス入って左側すぐ)
第一	……	第一地区コミュニティセンター	小松市白江町ツ108番地1
サンアビ	……	小松サン・アビリティーズ	小松市符津町念仏ケ2番地7

種類	時間	場所・曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	問い合わせ先・予約方法	相談できること	相談担当者
当日先着順 合同相談 くらし困りごと相談 人権擁護委員・行政相談委員	13時30分～15時30分 (1件30分程度)	市役所 第1・2・3・4木曜日	2 9 16 23	14 21 28	4 11 18 25	2 9 16 23	6 13 20 27	3 10 17 24	1 8 15 22	5 12 19 26	3 10 17 24	14 21 28	4 11 18 25	4 11 18 25	・事前予約不要です。 ・当日受付にてお申し出ください。 小松市くらしあんしん相談センター TEL 0761-24-8070	パワハラやセクハラ、差別を受けている、身の上に関する悩み、国の行政に対する苦情や要望、手続き等について	人権擁護委員 行政相談委員 (2名で対応)
		市役所 第1月曜日	6	/	1	6	3	7	5	2	7	/	1	1		相続、贈与など各種契約、会社設立、自動車登録、農地転用、建設業許可、在留資格などについて 官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類について	行政書士
		市役所 第3火曜日	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16		遺言、任意後見、離婚(養育費・親子交流・慰謝料)、各種契約などに関する公正証書の作成について (公正証書には強力な証拠力があります。)	公証人
		市役所 第4金曜日	24	/	26	24	28	25	23	27	25	22	26	26		失業や年金の問題、労災、就業規則など労働に関する事柄について	社会保険労務士
予約優先 犯罪被害者相談	13時30分～16時 (1件30分程度)	市役所 偶数月の第3木曜日	16	/	18	/	20	/	15	/	17	/	18	/	電話予約優先ですが、直接ご来場も承ります。 予約先 TEL 076-226-7831 (石川被害者サポートセンター) ・予約受付時間は平日 10時～16時です。	犯罪・交通事故等により生じたさまざまな問題について	犯罪被害相談員 等 (2名で対応)

【常設相談】面接による相談、電話による相談どちらでも可能です。

種類	場所・時間・曜日	問い合わせ先・予約方法	相談できること	相談担当者
消費生活相談	消費生活センター(くらしあんしん相談センター内) 平日 9時～17時(相談員不在の日は受付のみとなります)	予約不要ですが、面接相談は事前にご連絡いただいた方優先対応となります。 電話相談 TEL 0761-24-8071	強引な訪問販売や電話勧誘、格安なお試しと見せかけて定期購入の契約をさせる通信販売などの悪質商法や、一般的な契約トラブルに関する相談、あっせんに応じます。 また、架空請求詐欺などの特殊詐欺についても、必要に応じて警察におつなぎします。	消費生活相談員

※相談はすべて無料です。秘密は守られます。

※都合により変更する場合がございます。最新情報はホームページでご確認ください。

【お問い合わせ】小松市くらしあんしん相談センター TEL 0761-24-8070